

刑務所出所者等の社会復帰を地域から支えようとして民間の力で始まった更生保護は、戦後まもなく犯罪者予防更生法等を柱に本格的な保護観察制度として整備され、さらに2007年の更生保護法制定前後から第二の制度改革の時機を迎えた。現在はその改革の途上にあり、効果的な再犯防止と改善更生を目指して、積極的な指導や生活再建のための支援などのさまざまな取組が急ピッチの展開を見せている。

一方、治安情勢を俯瞰すれば、平成期の犯罪急増の時代から脱して初犯者と累犯者のいずれも減少傾向にある。刑務所出所者においても例外ではなく、犯罪対策閣僚会議が設定した刑務所2年以内再入所率はほぼ順調なペースで低下してきた。しかし、犯罪の減少ペースは、累犯者の場合の方が初犯者の場合に比べると鈍く、全体の中で累犯者が占める割合が刑事司法の各段階で高まる結果となっており、再犯防止対策の一層の充実強化が大きな課題となっている。刑事司法はまさにその中心的な担い手であるが、他の社会政策等のシステムや市民と協働する方向をさらに充実させるアプローチが顕著になってきている。そこで重要な役割を担うことを期待されているのが更生保護である。

このような中、2016年6月までに刑の一部執行猶予制度が施行され、その対象となった者のうち、初入者には裁量的、薬物事犯の累犯者には必要的に、それぞれ保護観察が付されることになる。同制度は、施設内処遇と社会内処遇の接合による再犯防止の実現を目的とし、とくに薬物事犯者への有効な対応策となることが期待されているが、その対象となるべき者は、制度の目的に沿ってふさわしい者が適正に選択される必要があることはいうまでもない。同じことは現在の保護観察付執行猶予の場合にも当てはまるであろう。しかし、関係者

の間でも、保護観察の処遇・実施体制の実状やその効果などに対する理解にはらつきがあることなどを背景に、保護観察の本来の持ち味を発揮して再犯防止効果をあげることが難しい事案も存在するというのが現場感覚である。

そこで、本書では、まずは保護観察の実情、期待できる効果と限界などについて、関係者において少しでも共通理解が得られるよう、できるだけ多くの事例を取り上げ、保護観察のリアルな状況を追体験してもらえよう工夫を試みている。

本書は3つの部からなる。第I部では、保護観察の実情をより正確に理解していただくために、現行の保護観察付執行猶予を中心に、保護観察の目的・構造・実務の流れや最近の取組を概観し、保護観察の適合性の考え方を整理した上で(第1章)、その選定の在り方について、刑の一部執行猶予制度との関係で検討を加える(第2章)。また、適合性を評価するために参照すべき処遇効果の考え方と日本における現状の検証結果を俯瞰する(第3章)一方、世界における犯罪者処遇論の展開過程を整理し、その視点から日本の現状を検討していく(第4章)。

第II部は、保護観察付執行猶予について統計の観点から明らかになっていることを概観した上で(第5章)、第一に、再入所率等が高く効果的な再犯防止対策が求められている薬物事犯者について、薬物依存からの回復に向けた保護観察処遇の構造(第6章)、薬物問題の医学的・薬学的観点(第7章)、ダルクの現状と変化、社会福祉モデルの視点等(第8章)をわかりやすく解説する。第二に、保護観察の積極的処遇に位置づけられる専門的処遇プログラムを取り上げ、行動の変化と動機づけの観点から、保護観察の機能と限界について論じ(第9章)、第三に住居・就労・福祉的支援を取り上げ、最近の取組の概観と社会政策との関係性を明らかにする(第10章)。

第III部では、保護観察処遇の実情についての理解に役立ち、実際例との類似事例として参照も可能となるよう、現役の保護観察官が、保護観察付執行猶予や仮釈放における保護観察処遇事例のうち、原則として更生事例と再犯事例の各1事例以上を紹介する。同時に、更生促進要因と再犯リスク要因、さらにそれらにターゲットを絞った働きかけの内容について意識した考察を行っている。そこで取り上げた事例は、薬物事犯者に対する集団処遇(第11章)・ダルク

や医療との連携(第12章)・薬物処遇重点実施更生保護施設(第13章)における事例、性犯罪者(第14章)、窃盗事犯者(第15章)、若年者(第16章)、知的障害者(第17章)に対する処遇事例である。

本書の企画は、法律文化社編集部の掛川直之さんから、保護観察の等身大の姿をできる限りリアルに紹介する本をまとめてほしいとお話をいただいたことから始まった。新たな法制度、多様な社会復帰施策の相次ぐ導入・進展などに伴い、更生保護の露出はここ10年のうちに格段に増え、とりわけ法曹、医療、福祉、労働分野などの関係者の間では更生保護への関心がかつてないほどに高まってきている。しかし、オープンな社会環境の中で個々の問題性などに即して指導・援助する保護観察の実像は部外者から一見とらえにくく、必ずしも正確な理解が得られていない現状を憂えての発案である。保護観察の実情をできる限り伝える意義は、刑の一部の執行猶予制度が始まろうとする今、一層大きくなってきており、お話をお受けすることとした。しかし、専門書の刊行は初めての経験であり、その点ではこの分野で内外の事情に通じておられる小長井教授に共編者として力をお借りすることができたことは望外の幸せであった。小長井教授の大所高所から微細な部分に至るまでのきめ細かなご助言がなければ、最終ゴールまでたどりつけなかったであろう。また、多くの保護観察官らに分担執筆を快諾いただき、多忙な業務の傍ら第一線から現場の空気を文字に乗せて届けてくれた。その真摯な考察に触れ編者としても学ぶ機会を得た思いである。そして、前述の掛川直之さんは編集のプロとして本の建付けから校正に至るまで丁寧かつスピーディな仕事ぶりでわれわれを支えてくださると同時に、自身の研究活動から得られた知見を惜しげなく披露してわれわれを内容面から叱咤激励をさせていただいた。心から感謝の言葉を申し上げたい。

2016年2月

今福 章二